

宮崎県
自動車運転再開・移動支援
パンフレット

宮崎県作業療法士会

宮崎県指定自動車学校協会

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
2. 自動車運転再開における法律・・・・・・ P3
3. 自動車運転と高次脳機能・認知症の関係・ P6
4. 安全運転相談・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
5. 実車評価を受けるには・・・・・・・・・・ P9
6. 実車評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
7. 免許返納・移動支援・・・・・・・・・・ P11
8. メモ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
9. お問い合わせ先・・・・・・・・・・ P13

1. はじめに

「運転がしたい！」その気持ちに応えるために、私たち宮崎県作業療法士会と宮崎県指定自動車学校協会は、自動車運転支援に関するパンフレットを作成しました。

このパンフレットは病気やケガなどにより身体障害や精神・高次脳機能障がい、認知症などを持たれた方を対象にしています。

運転再開には必要な運転能力の確認や再開までの手続き、交通社会のルールの理解が求められます。

運転再開を検討する場合は、ご家族やかかりつけの医師や作業療法士を含む医療・福祉関係者と十分に話し合いを重ねてください。

本パンフレットが運転再開を望まれる方々の一助になれば幸いです。

運転再開の手続きやご相談は、お問い合わせください。

2. 自動車運転再開に関する法律

運転を行うには道路交通法に従い安全に運転する義務があります。以前は病気後の運転に関して病気名で運転可否が決まっていたましたが、現在は病気になっても運転に必要な能力（認知・予測・判断・操作など）が保たれていれば、運転することが出来ます。

① 一定の症状を呈する病気になった際、運転再開時や免許

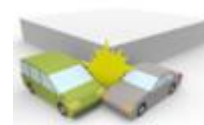
取得を希望する場合は、各警察署または運転免許センター

二（宮崎県総合自動車運転免許センター、都城運転免許

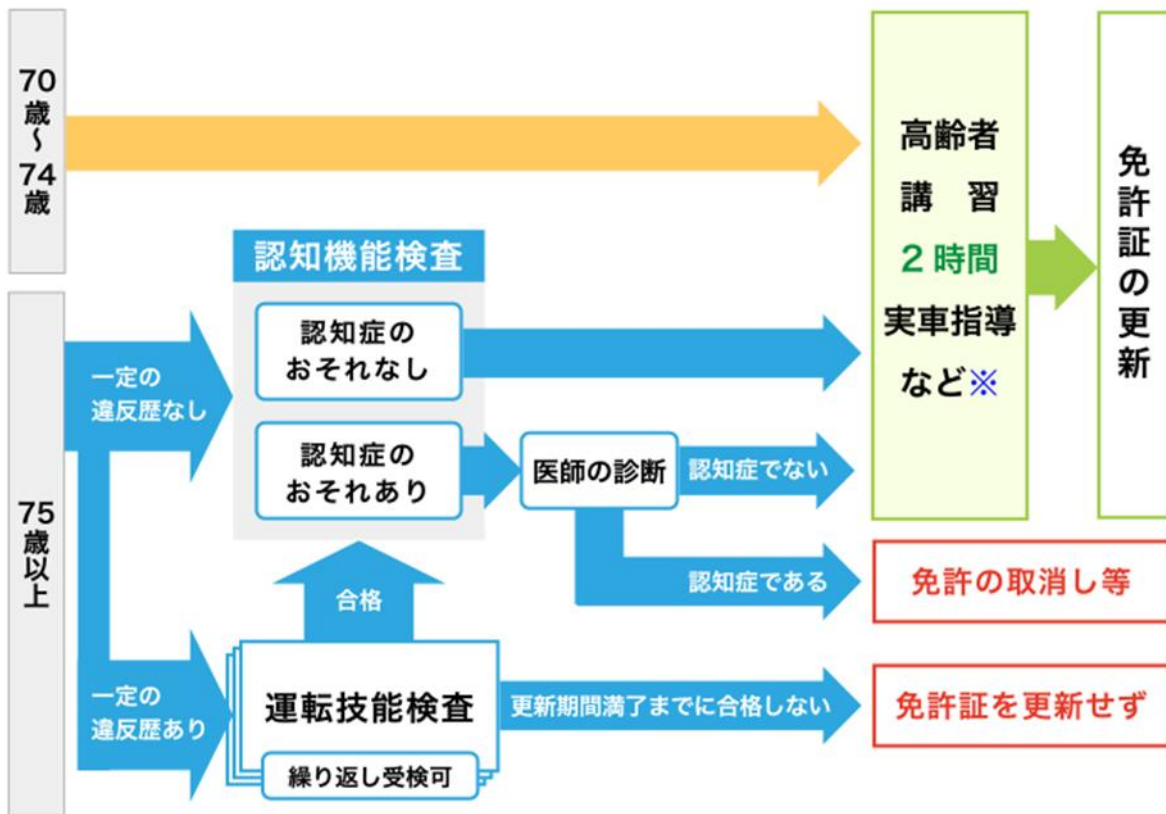
センター、延岡運転免許センター）で安全運転相談を受

けなければなりません。

一定の症状を呈する病気とは別紙1です。



我が国の法律では、一度免許が交付されると、たとえ日常的に運転しない、いわゆる「ペーパードライバー」でも、免許更新期間満了日（誕生日の40日前の日）の前5年間、無事故無違反の優良運転者の場合はいわゆる「ゴールド免許」となり、30分間の優良講習の受講で、更新期間満了日時点の年齢が70歳までの人は5年間、71歳は4年間、72歳以上の人は3年間の有効期間となります。高齢ドライバーによる交通事故の増加から更新期間満了日における年齢が70歳以上の免許取得者が免許証を更新する際に「高齢者講習」を受講することが義務化されました。さらに70歳以上の免許更新に関して大きく下記の3点が変更されました。①75歳以上の認知機能検査の簡略化（「時間の見当識」、「手がかり再生」の2項目を実施し「時計描画」の廃止、結果は「認知症のおそれあり」または「認知症のおそれなし」の2分類の判定）②高齢者講習を2時間に統一（実車指導がない場合は1時間）③運転技能検査の導入（更新期間満了日に満75歳以上で、誕生日の160日前の日前3年間に一定の違反行為がある方が対象）。(図1)



※原付、二輪、大特、小特免許のみの方と、運転技能検査を受けた方は、1時間

図1 高齢者講習の流れ

自動車運転と認知症

75歳以上の高齢ドライバーは3年ごとの免許更新時と基準行為と呼ばれる特定の交通違反をすると更新を待たずに認知機能検査を受検することが必要となりました。その結果、認知症が疑われるB分類に判定されれば、医師の診断を受けることが義務化されました。また、認知症と認識されれば、現行法でも既に自動車運転が禁止されています。認知症と運転危険率、運転特徴を表1に示します。

表1 認知症の背景疾患別運転行動、危険性、事故リスク

	交通事故率(名)	事故危険運転特徴
アルツハイマー型認知症(n=41)	39.0%(16)	迷子運転 枠入れで接触事故
血管性認知症(n=20)	20%(4)	操作ミス 速度維持困難
前頭側頭型認知症(n=22)	63.6%(14)	信号無視、追突事故 わき見運転
全体(N=83)	40.9%(34)	認知症の原因で差異を認める

(厚生労働省総合科学事業H15-17班長:池田総合報告書引用)

別紙1		
道路交通法第103条第1項第1号から第3号に定めるもの (運転免許の取消し、停止に該当する病気等)		
法	政令	備考
第1号		
イ 幻覚の症状を伴う精神病	第33条の2の3第1項 統合失調症 (自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかの能力を欠くこととなるおそれがある症状のあるもの)	
ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気	第33条の2の3第2項の各号 第1号 てんかん (発作が再発するおそれがないもの、再発しても意識障害及び運動障害をもたらさないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)	
	第2号 再発性の失神 (脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるもの)	心筋梗塞 不整脈 (ペースメーカー植え込み) ICD (植え込み型除細動器) アナフィラキシー ※ 心筋梗塞、不整脈等は、専門の医師が運転は不適と判断した場合
	第3号 無自覚性の低血糖症 (人為的に血糖を調整できるものを除く。)	薬剤性低血糖症 その他の低血糖症 (腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群)
ハ イ及びロ以外の自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気	第33条の2の3第3項の各号 第1号 そううつ病 (そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかの能力を欠くこととなるおそれがある症状のあるもの)	
	第2号 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害	睡眠時無呼吸症候群 (SAS) ナルコレプシー
	第3号 前2号の掲げるもののほか、 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかの能力を欠くこととなるおそれがある症状のあるもの	脳卒中 (脳梗塞、脳出血、脳溢血、くも膜下出血、脳血栓、) ウィリス動脈輪閉塞症 (もやもや病) 過呼吸症候群 (過換気症候群) 自律神経失調症 精神遅滞 ※ 症状が固定 (慢性化) した場合は、痴呆か身体障害にかかる規定等で判断
第1号の2 介護保険法に規定する 認知症 と判明したもの		アルツハイマー型血管性 前頭側頭型 (ピック病) レビー小体型 その他
第3号 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者		慢性アルコール中毒 アルコール依存症
※ 第2号：運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害で政令で定めるもの		

3. 自動車運転と高次脳機能・認知症との関係

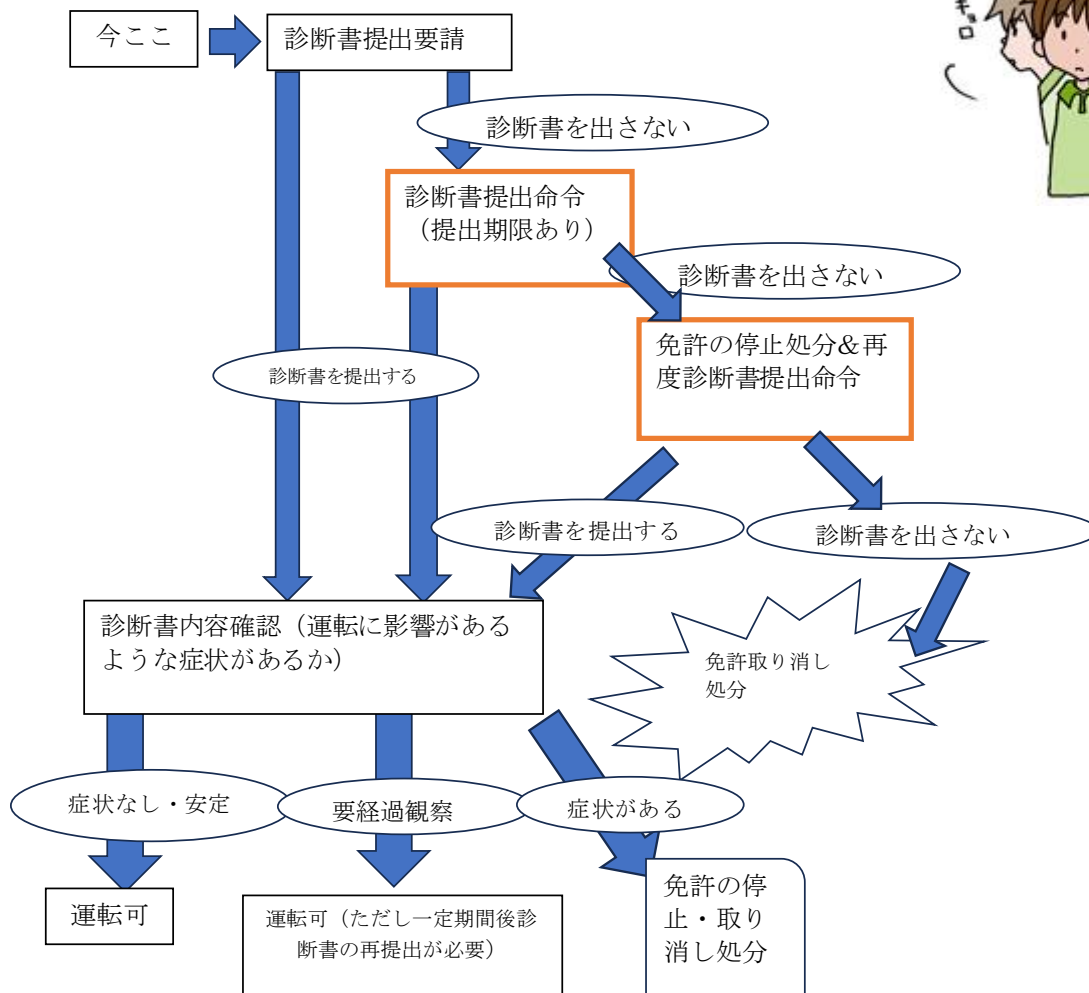
運転に必要な能力は認知、予測、判断、操作とされています。例えば赤信号で止まるためには、信号機の理解（認知）、停止位置の把握（認知）、ブレーキを踏むタイミング（予測・判断）や前後の車との車間距離（予測・判断）、ハンドル・アクセル・ブレーキ操作など様々な能力を必要とします。また変わる環境に随時適切に対応して運転をしなければなりません。しかし脳卒中などの病気や加齢により自動車運転に必要な認知、予測、判断、操作が難しくなります。

以下に病気や加齢により運転に影響する症状を説明します。

- **手足の麻痺や感覚が鈍くなる。**
例：ハンドルやアクセル・ブレーキ操作が上手くできない。
- **視野が狭くなる。**
例：歩行者や、標識に気づきにくい。
- **突然意識を失ってしまう。**
- **注意（ちゅうい）障がい**
同時に2つの事が出来ない。作業に集中できない。
例：運転中に気が散りやすい、信号や人、車など複数のことへ注意を配れない。歩行者や信号、標識等を見落とす。
- **記憶（きおく）障がい**
昔の事や物事が思い出せない。覚えられない。
例：運転の途中で道順・目的地を忘れてしまう。
- **失語症（しつごしょう）**
言葉が上手く喋れない、または言葉が理解出来ない。
例：標識が読めない。事故を起こした際に状況を説明出来ない。
- **遂行機能（すいこうきのう）障がい**
何か行動をするために計画を立て、手順通りに行動出来ない。
例：運転計画が上手く立てられず目的地に到着出来ない。
通行止めなどの急な出来事に対応出来ない。
- **失行症（しっこうしょう）**
体をどう動かしたら良いのかがわからない。道具の使い方がわからない。
例：麻痺はないのに、運転操作の仕方がわからなくなる。
- **失認症（しつにんしょう）**
物体を見てもそれが何であるか判断できなくなる。
- **社会的行動（しゃかいてきこうどう）障がい**
些細なことで怒る、我慢できない、感情や行動を抑制できない。例：運転に支障があるのに、運転できると言い張り運転を勝手にしてしまう。
- **認知症（にんちしょう）** 記憶判断などの低下があり、行き先を忘れる。
運転の操作がわからない、よくぶつけるなどが見られる。

4. 安全運転相談

診断書提出の流れについて（イメージ図）は下記のようになります。



症状や身体の状態に合わせて、公安委員会が判断するために診断書が必要です。不安なことや困りごとがありましたら、ご相談ください。

○病気を理由として1年間の特定取り消し処分を受けた場合
 取り消し期間満了後、再度診断書を提出し病状に問題がなければ、免許の再取得手続きについて特例措置が受けられます。
 （取り消し処分を受けた日から3年以内）
 （学科試験・実技試験が免除になります。）
 ※質問票に虚偽の申告をする・アルコール依存症であるなど、特例措置の対象外になることがあります。

P7 図のように、自動車運転の可否は宮崎県公安委員会が判断します。

医学的な知見をかかりつけの主治医が診断書にて記載をすることになっています。その際、医師の指示のもと各種の高次脳機能評価に加え、運転シミュレーターや実車での評価も行なうことがあります。今までは実車評価は特定の地域でしか実施できていませんでしたが、実車評価が宮崎県内全域で行えるようになります。（県内 11 校の宮崎県指定自動車学校協会のご協力）

*実車評価は宮崎県作業療法士会が窓口となり宮崎県指定自動車学校協会との連絡をおこないます。

5. 実車評価をうけるには？

(各医療機関で医師の指示のもと行います。)

運転中は、交通状況に合わせた認知 - 予測 - 判断 - 操作という一連の運動を行なっています。一定の病気はこれらに影響を及ぼす可能性があります。そのため、影響の有無やどの程度の影響になるのかを評価することが病院の役割となります。評価では、注意機能や記憶機能などといった自動車運転に必要な機能の評価を行ないます。身体機能・認知機能などの把握のために体の動きの確認や紙面の検査などを行なう必要があります。個人により所要時間なども異なります。

実車評価の前に運転における欠格事由について確認をしておきましょう。

1 種免許に必要な機能（1 部抜粋）（中型 8t、準中 5t 含む）

- ① 視力：両目で 0.7 以上かつ 1 眼でそれぞれ 0.3 以上あり、0.3 以上ないものは他眼の視野が左右 150 度以上で視力が 0.7 以上であること。
- ② 色彩識別能力：赤色青色黄色の識別ができる。
- ③ 聴力：両耳の聴力（補聴器使用も含む）が 10M の距離で 90db の警報音が聞こえる。聞こえない場合はワイドミラー条件あり。
- ④ 運動能力：自動車運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。

大型免許、中型免許、準中型免許、牽引、第 2 種免許では、視力両眼で 0.8 以上かつ片眼 0.5 以上あること。また、小型特殊自動車免許においては、視力が両眼で 0.5 以上であり、片眼が見えないものについては、他眼の視野 150 度以上かつ視力が 0.5 以上であること。

面接

情報収集・法制度や運転再開までの流れ評価などを説明する。

- ・法制度
- ・医療機関などの役割（支援、流れ、費用、診断書作成など）
- ・運転歴
- ・免許の種類と更新時期
- ・運転目的・運転時間・距離
- ・運転環境など

運転シミュレーター

さまざまな道路状況や運転条件下で自動車運転の模擬評価や練習が行なえる。



6. 実車評価

実車評価は県内の宮崎県指定自動車学校協会の11校で実施可能です！！



実車の教習車を使用し評価のコースを走ります。

患者様、指導教官、ご家族で実施し、作業療法士が同乗することがあります。

実車評価の流れ

○各医療機関の自動車運転担当もしくは作業療法士にご相談ください。

宮崎県作業療法士会自動車運転支援担当部までご連絡ください！！

お問い合わせは、下記のお問い合わせ先をご覧ください。

URL : <https://muntenot.wixsite.com/my-site>

e-mail : m.untent@gmail.com

(担当 : 吉岡、甲斐)



7. 免許返納・移動支援

運転免許自主返納



運転経歴証明書

自主返納した際に発行可能で、過去5年間の経歴が記載されている。身分証明としても使用出来る。

自主返納をするとメリット制度が利用できます。各自治体により違いがありますので、各自治体にお問い合わせいただくか、[宮崎県警察本部ホームページ](#)（「交通安全」→「高齢者の交通安全」→「高齢者運転免許証返納メリット制度」）をご覧ください。

車以外の移動手段

公共交通機関・タクシー

各自治体ではオンデマンドタクシーの利用や免許返納後にメリット制度として1万円分の交通利用券がもらえる自治体もあります。



自治体によっては電車運賃の割引やバス会社と提携して交通券を割安で販売しているところ、スーパーとの連携で送迎サービスを実施しているところもあります。また、自転車の無料レンタルなども使える自治体がありますので、それぞれの自治体にご確認ください。

~Memo~

8. お問い合わせ先

一般社団法人宮崎県作業療法士会 自動車運転支援担当部

運転支援のサイト URL : <https://muntenot.wixsite.com/my-site>

問い合わせ窓口まで

宮崎県

自動車運転再開・移動支援パンフレット

*このパンフレットは宮崎県からの委託料を使用して作成しております。なお、宮崎県指定自動車学校協会のご協力を経て作成しております。

作成

- 一般社団法人宮崎県作業療法士会
- 一般社団法人宮崎県指定自動車学校協会
〔宮崎県指定自動車学校協会加盟校〕
- ・梅田学園ドライビングスクール日ノ出(宮崎市)
- ・梅田学園ドライビングスクール延岡(延岡市)
- ・梅田学園ドライビングスクール生目(宮崎市)
- ・梅田学園ドライビングスクール日南(日南市)
- ・梅田学園ドライビングスクール佐土原(宮崎市)
- ・梅田学園ドライビングスクール清武(宮崎市)
- ・梅田学園ドライビングスクール小林(小林市)
- ・ナカムラ自動車学校(都城市)
- ・警友自動車学校(都城市)
- ・延陵自動車学校(延岡市)
- ・高鍋自動車学校(児湯郡高鍋町)

●宮崎県総合自動車運転免許センター

〒880-0835

住所 宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜 4276-5

電話番号 0985-24-9999(選択番号2)

●都城運転免許センター

〒889-1912

住所 宮崎県北諸県郡三股町大字宮村 2944-3

電話番号 0986-25-9999(代)

●延岡運転免許センター

〒882-0803

住所 宮崎県延岡市大貫町1丁目 2834

電話番号 0982-33-9999(代)

*初版 2025年9月10日作成